宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年２月27日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ニッコウ　②千葉県知事(9)10626　③代表取締役　大塚将也　④千葉県印西市大森2564―140・千葉県佐倉市大崎台１－２－13　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉県成田市江弁須192番地４　株式会社ニッコウ　代表取締役　大塚将也

①ダイヤリックス株式会社　②国土交通大臣(3)2294　③代表取締役　中田真一　④東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル12階　ダイヤリックス株式会社　代表取締役　中田真一

①黒姫不動産　②長野県知事(3)第5227号　③中村利彦　④長野県上水内郡信濃町大字古間465―１　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県上水内郡信濃町大字古間465―１　黒姫不動産　中村利彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万二百口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

ハノーファー特定目的会社

取締役　中村　武

取得条項付新株予約権の一部取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権の一部を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権

㈠　第一回新株予約権　第一回新株予約権のうち、その新株予約権者が当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人の地位を喪失したことを原因として行使条件を満たさない新株予約権の全部　五百五十個

㈡　第三回新株予約権　第二回新株予約権のうち、その新株予約権者が当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人の地位を喪失したことを原因として行使条件を満たさない新株予約権の全部　一万六千三百個

二、取得の日　令和八年三月十六日

令和八年二月二十七日

福岡市博多区東光寺町二丁目１番二六号

（甲）株式会社DelightZ

代表取締役　黒田　裕也

福岡市博多区東光寺町二丁目１番二六号

（乙）株式会社DelightZ holdings

代表取締役　黒田　裕也

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年六月一日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から１箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区虎ノ門四丁目三番１号城山トラストタワー一八階

ユナイテッド・アーバン投資法人

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日

平成十七年三月十一日

（三）契約締結日及び契約名称

平成十七年三月十一日付不動産管理処分信託基本契約書（物件名　心斎橋東洋ビル）

（その後の変更等を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区港南二丁目九番八号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産管理部　カストディ営業グループ

電話番号　〇三―五四六二―三七〇七

令和八年二月二十七日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　岡本　泰典

合併公告及び新設分割公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

また、右記合併の効力発生を条件として、甲は新設分割により新設する株式会社黒田飯（住所福岡市博多区博多駅東一丁目一三番一八号）に対して甲が営む遺品整理事業、水産卸事業及び飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この合併及び新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　二十七頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一五一頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十七日

福岡市博多区東光寺町二丁目１番二六号

（甲）株式会社DelightZ

代表取締役　黒田　裕也

福岡市博多区東光寺町二丁目１番二六号

（乙）株式会社DelightZ holdings

代表取締役　黒田　裕也

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年六月一日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から１箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区虎ノ門四丁目三番１号城山トラストタワー一八階

ユナイテッド・アーバン投資法人

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日

平成十七年三月十一日

（三）契約締結日及び契約名称

平成十七年三月十一日付不動産管理処分信託基本契約書（物件名　心斎橋東洋ビル）

（委託者兼受益者と受託者との間の令和八年二月二十七日付不動産管理処分信託の分割に関する合意書（ＰＪ名：心斎橋ＯＰＡ本館）に基づく信託分割後の信託のうち従前の信託に係る委託者兼受益者と受託者との間の令和八年六月一日付不動産管理処分信託変更契約（ＰＪ名：心斎橋ＯＰＡ本館（土地））及びその他の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区港南二丁目九番八号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産管理部　カストディ営業グループ

電話番号　〇三―五四六二―三七〇七

令和八年二月二十七日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　岡本　泰典